

上尾市敬老祝金条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 6 号

上尾市敬老祝金条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市敬老祝金条例（平成 1 7 年上尾市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、敬老祝金の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(失権)

第 2 条 対象者で、当該年度中に敬老祝金を受け取らなかったものは、当該敬老祝金の贈呈を辞退したものとみなす。

(返還)

第 3 条 市長は、不正により敬老祝金の贈呈を受けた者がいるときは、当該敬老祝金を返還させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。